

特定有価証券の内容等の開示に関する省令（平成五年大蔵省令第二十二号）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 投資信託証券 次号及び第二号の二に掲げる有価証券をいう。</p> <p>二の二 内国投資信託証券 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 内国投資信託受益証券 法第二条第一項第七号に掲げる証券投資信託の受益証券をいう。</p> <p>ロ 内国投資証券 法第二条第一項第七号の二に掲げる投資証券をいう。</p> <p>二の三 外国投資信託証券 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 外国投資信託受益証券 法第二条第一項第七号に掲げる外国投資信託の受益証券をいう。</p> <p>ロ 外国投資証券 法第二条第一項第七号の二に掲げる外国投資証券をいう。</p> <p>三 (略)</p> <p>四 資産流動化証券 次に掲げる有価証券をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>二 外国投資信託証券 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 会社型外国投資信託証券 証券取引法施行令第三条の四第三号に掲げる特定有価証券を定める省令（平成五年大蔵省令第十五号。以下「特定有価証券省令」という。）第一号に規定する有価証券をいう。</p> <p>ロ 契約型外国投資信託証券 法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち、証券投資信託の受益証券の性質を有するものをいう。</p> <p>三 (略)</p> <p>四 資産流動化証券 次に掲げる有価証券をいう。</p>

イ 内国資産流動化証券 法第二条第一項第三号の二及び第五号の三に掲げる有価証券、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号。以下「資産流動化法」という。）第二条第七項に規定する特定約束手形並びに証券取引法施行令第三条の四第四号に掲げる特定有価証券を定める省令（平成五年大蔵省令第十五号。以下「特定有価証券省令」という。）第一号に掲げる有価証券をいう。

ロ 外国資産流動化証券 特定有価証券省令第二号に掲げる有価証券をいう。

五（略）

五の二 特定預託証券 特定有価証券省令第三号に掲げる有価証券をいう。

六 内国特定有価証券 第二号の二、第四号イ及び第五号に掲げる有価証券並びに前号に掲げる有価証券（内国法人が発行者であるものに限る。）をいう。

七 外国特定有価証券 第二号の三、第三号及び第四号ロに掲げる有価証券並びに第五号の二に掲げる有価証券（外国法人が発行者であるものに限る。）をいう。

八 ファンド 投資信託証券の発行者が当該投資信託証券の所有者のために有価証券に対する投資として運用する財産をいう。

九（二十三）（略）

（有価証券通知書）

イ 内国資産流動化証券 法第二条第一項第三号の二及び第五号の三に掲げる有価証券、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号。以下「資産流動化法」という。）第二条第七項に規定する特定約束手形並びに特定有価証券省令第二号に掲げる有価証券をいう。

ロ 外国資産流動化証券 特定有価証券省令第三号に掲げる有価証券をいう。

五（略）

（新設）

六 内国特定有価証券 第四号イ及び前号に掲げる有価証券をいう。

七 外国特定有価証券 第二号、第三号及び第四号ロに掲げる有価証券をいう。

八 ファンド 外国投資信託証券の発行者が当該外国投資信託証券の所有者のために有価証券に対する投資として運用する財産をいう。

九（二十三）（略）

（有価証券通知書）

第五条 法第四条第五項の規定により特定有価証券の発行者が提出する有価証券通知書は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により作成しなければならない。

一 国内投資信託証券 第一号様式

二 外国投資信託証券 第一号の二様式

二〇五 (略)

六 特定預託証券 当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券につき、前各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

2・3 (略)

(有価証券通知書に関する規定の準用)

第七条 前二条の規定は、発行価額の総額が五億円以上である投資信託証券を募集によらないで発行する場合に準用する。

(有価証券届出書の記載内容等)

第十条 法第五条第一項の規定により有価証券届出書を提出しようとする特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により有価証券届出書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一 国内投資信託証券 第四号様式

二 外国投資信託証券 第四号の二様式

二〇五 (略)

第五条 法第四条第五項の規定により特定有価証券の発行者が提出する有価証券通知書は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により作成しなければならない。

(新設)

一 外国投資信託証券 第一号様式

二〇五 (略)

(新設)

2・3 (略)

(有価証券通知書に関する規定の準用)

第七条 前二条の規定は、発行価額の総額が五億円以上である外国投資信託証券を募集によらないで発行する場合に準用する。

(有価証券届出書の記載内容等)

第十条 法第五条第一項の規定により有価証券届出書を提出しようとする特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により有価証券届出書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

(新設)

一 外国投資信託証券 第四号様式

二〇五 (略)

六 特定預託証券 当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券につき、前各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

(有価証券届出書の添付書類)

第十二条 有価証券届出書に添付すべき書類として法第五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する大蔵省令で定めるものは、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。ただし、第一号イ及びハからへまでに掲げる書類並びに第二号に掲げる書類（第一号ロに掲げる書類に該当するものを除く。）については、当該書類が当該有価証券届出書提出前一年以内に当該有価証券届出書に係る特定有価証券と同一の種類の特定期有価証券について提出された有価証券届出書に添付して提出されたものと同一内容のものである場合には、これを除く。

一 外国特定有価証券の募集又は売出しに係る有価証券届出書の場合

イ・ロ (略)

ハ ファンドの資金を運用する法人又はファンド、信託財産若しくは管理資産に関し業務上密接な関係を有する法人（以下「関係法人」という。）のうち主要なものとの間に締結した契約の契約書の写し又は締結しようとする契約の内容を記載した書面

二〜ハ (略)

二 (略)

2 (略)

(新設)

(有価証券届出書の添付書類)

第十二条 有価証券届出書に添付すべき書類として法第五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する大蔵省令で定めるものは、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。ただし、第一号イ及びハからへまでに掲げる書類並びに第二号に掲げる書類（第一号ロに掲げる書類に該当するものを除く。）については、当該書類が当該有価証券届出書提出前一年以内に当該有価証券届出書に係る特定有価証券と同一の種類の特定期有価証券について提出された有価証券届出書に添付して提出されたものと同一内容のものである場合には、これを除く。

一 外国特定有価証券の募集又は売出しに係る有価証券届出書の場合

イ・ロ (略)

ハ ファンドの資金を運用する法人又はファンド、信託財産若しくは管理資産に関し業務上密接な関係を有する法人（以下「関係法人」という。）のうち主要なものとの間に締結した契約の契約書の写し

二〜ハ (略)

二 (略)

2 (略)

(届出目論見書の記載内容)

第十五条 特定有価証券の発行者が作成する届出目論見書・又は届出仮目論見書につき、法第十三条第二項(法第二十七条において準用する場合を含む。)(の規定により届出目論見書又は届出仮目論見書に記載すべき事項から除くものとして大蔵省令で定めるものは、第四号様式第三部、第四号の様式第三部、第五号の様式第三部、第五号の三様式第四部又は第六号様式第三部に掲げる事項及び法第二十五条第四項(法第二十七条において準用する場合を含む。)(の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項とする。

(目論見書の特記事項)

第十七条 特定有価証券の発行者が作成する目論見書につき、法第十三条第四項(法第二十七条において準用する場合を含む。)(に規定する大蔵省令で定める事項は、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一 届出目論見書

イ 八 (略)

(削除)

二 (略)

二 届出仮目論見書(次号に掲げる届出仮目論見書を除く。)

イ 八 (略)

二 前号八に掲げる事項

(届出目論見書の記載内容)

第十五条 特定有価証券の発行者が作成する届出目論見書・又は届出仮目論見書につき、法第十三条第二項(法第二十七条において準用する場合を含む。)(の規定により届出目論見書又は届出仮目論見書に記載すべき事項から除くものとして大蔵省令で定めるものは、第四号様式第三部、第五号様式第三部、第五号の三様式第四部又は第六号様式第三部に掲げる事項及び法第二十五条第四項(法第二十七条において準用する場合を含む。)(の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項とする。

(目論見書の特記事項)

第十七条 特定有価証券の発行者が作成する目論見書につき、法第十三条第四項(法第二十七条において準用する場合を含む。)(に規定する大蔵省令で定める事項は、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一 届出目論見書

イ 八 (略)

二 (略)

ホ (略)

二 届出仮目論見書(次号に掲げる届出仮目論見書を除く。)

イ 八 (略)

二 前号八からホまでに掲げる事項

三 (略)

2 (略)

(有価証券報告書の記載内容等)

第二十二條 法第二十四條第四項(法第二十七條において準用する場合を含む。以下同じ。)において準用する法第二十四條第一項又は第二項の規定により有価証券報告書を提出すべき特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により有価証券報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一 内国投資信託証券 第七号様式

一の二 外国投資信託証券 第七号の二様式

二(五) (略)

六 特定預託証券 当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券につき、前各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

2 (略)

(特定期間)

第二十三條 法第二十四條第四項に規定する大蔵省令で定める期間は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、第二号に掲げる有価証券について同号に定める期間が六月に満たない場合には、六月とし、当該期間の末日が休日(行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第九十一号)第一条第一項各号に掲

三 (略)

2 (略)

(有価証券報告書の記載内容等)

第二十二條 法第二十四條第四項(法第二十七條において準用する場合を含む。以下同じ。)において準用する法第二十四條第一項又は第二項の規定により有価証券報告書を提出すべき特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により有価証券報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

(新設)

一 外国投資信託証券 第七号様式

二(五) (略)

(新設)

2 (略)

(特定期間)

第二十三條 法第二十四條第四項に規定する大蔵省令で定める期間は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、第二号に掲げる有価証券について同号に定める期間が六月に満たない場合には、六月とする。

ける日（十二月二十九日及び十二月三十日を除く。）をいう。第二十九条において同じ。）に該当する場合には、当該末日の翌日を当該期間の末日とすることができる。

一 国内投資証券、外国投資証券及び資産流動化証券並びに特定預託証券でこれらの特定有価証券に係る権利を表示するもの、当該有価証券の発行者の事業年度

二 前号に掲げる有価証券以外の特定有価証券 信託の計算期間（当該有価証券が国内投資信託受益証券若しくは外国投資信託受益証券又は特定預託証券でこれらの特定有価証券に係る権利を表示するものである場合には、信託の計算期間に相当する期間）

（有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等）

第二十五条（略）

2・3（略）

4 前項に規定する数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定めるところにより算定するものとする。

一（略）

二 国内特定有価証券

イ 国内投資信託受益証券 基準特定期間の末日において当該特定有

価証券に係る収益金の支払事務を行う者の有する当該特定有価証券の購入者の名簿に記載されている者の数

ロ 国内投資証券 基準特定期間の末日において証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第八十

一 会社型外国投資信託証券及び資産流動化証券 当該有価証券の発行者の事業年度

二 前号に掲げる有価証券以外の特定有価証券 信託の計算期間（当該有価証券が国内特定有価証券である場合には、信託の計算期間に相当する期間）

（有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等）

第二十五条（略）

2・3（略）

4 前項に規定する数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定めるところにより算定するものとする。

一（略）

二 国内特定有価証券

（新設）

（新設）

二条に規定する投資主名簿に記載されている者の数

ハ (略)

ニ (略)

5) 7 (略)

(有価証券報告書の添付書類)

第二十七条 特定有価証券の発行者が有価証券報告書に添付すべき書類として法第二十四条第五項(法第二十七条において準用する場合を含む)。

()に規定する大蔵省令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類(以下この条において「定款等」という。)とする。ただし、定款等について当該有価証券報告書に記載されたもの又は当該有価証券報告書提出前五年以内に当該有価証券報告書に係る特定有価証券と同一の種類の特定有価証券について提出された有価証券報告書に添付して提出されたもの(以下この条において「前添付書類」という。)がある場合には、定款等と前添付書類とで異なる内容の部分とする。

一 国内投資信託証券の発行者

イ 定款又は約款(当該有価証券報告書が有価証券届出書と同時に提出される場合のものを除く。)

ロ 当該有価証券報告書の提出者及び当該提出者の主要な関係法人について、当該有価証券に係る特定期間末日以前に終了した直近の事業年度に係る商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百八十一条第一項第一号及び第二号に掲げる書類で、定時株主総会の承認を受

1) (略)

ロ) (略)

5) 7 (略)

(有価証券報告書の添付書類)

第二十七条 特定有価証券の発行者が有価証券報告書に添付すべき書類として法第二十四条第五項(法第二十七条において準用する場合を含む)。

()に規定する大蔵省令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類(以下この条において「定款等」という。)とする。ただし、定款等について当該有価証券報告書に記載されたもの又は当該有価証券報告書提出前五年以内に当該有価証券報告書に係る特定有価証券と同一の種類の特定有価証券について提出された有価証券報告書に添付して提出されたもの(以下この条において「前添付書類」という。)がある場合には、定款等と前添付書類とで異なる内容の部分とする。

(新設)

けたもの（外国法人にあつては、これらに準ずるもの）

一の二 外国投資信託証券の発行者

イハ（略）

二 前号口に掲げる書類

二（略）

三 国内資産流動化証券の発行者

イ（略）

ロ 第一号ロに掲げる書類

四 外国資産流動化証券の発行者

イ（略）

ロ 第一号の二ロから二までに掲げる書類

五（略）

2（略）

（半期報告書の記載内容等）

第二十八条 法第二十四条の五第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。次項において同じ。）において準用する法第二十四条の五第一項の規定により半期報告書を提出すべき特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式によ

一 外国投資信託証券の発行者

イハ（略）

二 当該有価証券報告書の提出者及び当該提出者の主要な関係法人について、当該有価証券に係る特定期間末日以前に終了した直近の事業年度に係る商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十一条第一項第一号及び第二号に掲げる書類で、定時株主総会の承認を受けたもの（外国法人にあつては、これらに準ずるもの）

二（略）

三 国内資産流動化証券の発行者

イ（略）

ロ 第一号二に掲げる書類

四 外国資産流動化証券の発行者

イ（略）

ロ 第一号ロから二までに掲げる書類

五（略）

2（略）

（半期報告書の記載内容等）

第二十八条 法第二十四条の五第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。次項において同じ。）において準用する法第二十四条の五第一項の規定により半期報告書を提出すべき特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式によ

り半期報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一 内国投資信託証券 第十号様式

一の二 外国投資信託証券 第十号の二様式

二 外国貸付債権信託受益証券 第十一号様式

三 内国資産流動化証券 第十一号の二様式

四 外国資産流動化証券 第十一号の三様式

五 貸付債権信託受益権 第十二号様式

六 特定預託証券 当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券につき、前各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

2・3 (略)

(臨時報告書の記載内容等)

第二十九条 (略)

2 法第二十四条の五第三項の規定により臨時報告書を提出すべき特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当該発行者が発行する投資信託証券に係るファンドの運用に関する基本方針、投資制限若しくは利子若しくは配当の分配方針又は当該発行者が発行する資産流動化証券に係る管理資産の状況について、重要な変更があった場合

り半期報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

(新設)

一 外国投資信託証券 第十号様式

二 外国貸付債権信託受益証券 第十一号様式

三 内国資産流動化証券 第十一号の二様式

四 外国資産流動化証券 第十一号の三様式

五 貸付債権信託受益権 第十二号様式

(新設)

2・3 (略)

(臨時報告書の記載内容等)

第二十九条 (略)

2 法第二十四条の五第三項の規定により臨時報告書を提出すべき特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当該発行者が発行する外国投資信託証券に係るファンドの運用に関する基本方針、投資制限若しくは利子若しくは配当の分配方針又は当該発行者が発行する資産流動化証券に係る管理資産の状況について、重要な変更があった場合

イ・ロ (略)

四 第二十三条ただし書の規定により、六月ごとに有価証券報告書が提出されている場合(同条ただし書の規定により、休日の翌日を特定期間の末日とした場合)の当該期間に係る有価証券報告書が提出された場合を含む。()において、当該特定有価証券に係る信託の計算期間(一月に満たない場合は一月)が到来した場合 当該特定有価証券に係る信託財産の計算に関する書類

3・4 (略)

イ・ロ (略)

四 第二十三条ただし書の規定により、六月ごとに有価証券報告書が提出されている場合において、当該特定有価証券に係る信託の計算期間が到来した場合当該特定有価証券に係る信託財産の計算に関する書類

3・4 (略)

改 正 案

現 行

第一号様式

有 価 証 券 通 知 書 (1)

{ 特定有価証券の内容等の開示に関する
省令第 条に基づく有価証券通知書 }

関東財務局長 殿

平成 年 月 日提出

発 行 者 名

印

代表者の役職氏名

印

本店の所在の場所

(本書面の枚数 表紙共 枚)

(日本工業規格 A4 210×297ミリメートル)

(新設)

1 募集(売出)要項

- (イ) ファンドの名称
- (ロ) 内国投資信託証券の形態等
- (ハ) 発行(売出)数
- (ニ) 発行(売出)価額の総額
- (ホ) 発行(売出)価格
- (ヘ) 申込手数料
- (ト) 申込単位
- (チ) 申込期間
- (リ) 申込証拠金
- (ス) 申込取扱場所
- (ル) 払込期日及び払込取扱場所
- (ゼ) 引受け等の概要
- (ウ) その他

2 最近における募集(売出し)の状況(2)

- (イ) ファンドの名称
- (ロ) 内国投資信託証券の形態等
- (ハ) 発行(売出)数
- (ニ) 発行(売出)価額の総額
- (ホ) 発行(売出)価格
- (ヘ) 申込期間
- (ト) 申込証拠金
- (チ) 払込期日

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 当該通知に係る特定有価証券が特定預託証券である場合には、当該特定預託証券について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「1 募集(売出)要項」に記載するとともに、当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。
- b この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- c 有価証券通知書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第四号様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。

(2) 最近における募集(売出し)の状況

有価証券通知書提出前2年以内における募集又は売出し(法第4条第1項又は第2項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。)について、内国投資信託証券の銘柄別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。

改 正 案	現 行
<p><u>第一号の二様式</u></p> <p style="text-align: center;">有 価 証 券 通 知 書 (1) 〔 特定有価証券の内容等の開示に関する 省令第 条に基づく有価証券通知書 〕</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a ~ c (略)</p> <p><u>d 当該通知に係る特定有価証券が特定預託証券である場合には、第一号様式の「記載上の注意」(1)aに準じて記載すること。</u></p> <p>e (略)</p> <p>f 有価証券通知書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、<u>第四号の二様式</u>の「記載上の注意」に準ずるものとする。</p> <p>(2) (略)</p>	<p><u>第一号様式</u></p> <p style="text-align: center;">有 価 証 券 通 知 書 (1) 〔 特定有価証券の内容等の開示に関する 省令第 条に基づく有価証券通知書 〕</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a ~ c (略)</p> <p>(新設)</p> <p>d (略)</p> <p>e 有価証券通知書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、<u>第四号様式</u>の「記載上の注意」に準ずるものとする。</p> <p>(2) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第二号様式</p> <p style="text-align: center;">有 価 証 券 通 知 書 (1)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p style="padding-left: 20px;">a ~ c (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">d <u>当該通知に係る特定有価証券が特定預託証券である場合には、第一号様式の「記載上の注意」(1)aに準じて記載すること。</u></p> <p style="padding-left: 20px;">e (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">f (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>第二号様式</p> <p style="text-align: center;">有 価 証 券 通 知 書 (1)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p style="padding-left: 20px;">a ~ c (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">(新設)</p> <p style="padding-left: 20px;">d (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">e (略)</p> <p>(2) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第二号の様式</p> <p style="text-align: center;">有 価 証 券 通 知 書 (1)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p style="padding-left: 20px;">a 当該通知に係る特定有価証券が特定預託証券である場合には、第一号様式の「記載上の注意」(1)aに準じて記載すること。</p> <p style="padding-left: 20px;">b (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">c (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>第二号の様式</p> <p style="text-align: center;">有 価 証 券 通 知 書 (1)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p style="padding-left: 20px;">(新設)</p> <p style="padding-left: 20px;">a (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">b (略)</p> <p>(2) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第二号の三様式</p> <p style="text-align: center;"><u>有 価 証 券 通 知 書 (1)</u></p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p style="padding-left: 20px;">a ~ c (略)</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>d 当該通知に係る特定有価証券が特定預託証券である場合には、第一号様式の「記載上の注意」(1)aに準じて記載すること。</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>e (略)</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>f (略)</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>第二号の三様式</p> <p style="text-align: center;"><u>有 価 証 券 通 知 書 (1)</u></p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p style="padding-left: 20px;">a ~ c (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">(新設)</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>d (略)</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>e (略)</u></p> <p>(2) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第三号様式</p> <p style="text-align: center;">有 価 証 券 通 知 書 (1)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p style="padding-left: 20px;">a 当該通知に係る特定有価証券が特定預託証券である場合には、第一号様式の「記載上の注意」(1)aに準じて記載すること。</p> <p style="padding-left: 20px;">b (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">c (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>第三号様式</p> <p style="text-align: center;">有 価 証 券 通 知 書 (1)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 (新設)</p> <p style="padding-left: 20px;">a (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">b (略)</p> <p>(2) (略)</p>

改 正 案

現 行

第四号様式

(新設)

有 価 証 券 届 出 書(1)

関東財務局長 殿

平成 年 月 日提出

発 行 者 名

印

代表者の役職氏名(2)

印

本店の所在の場所

届出の対象とした募集又は売出し

募集(売出) 内国投資信託証券に係るファンドの名称

募集(売出) 内国投資信託証券の形態及び金額(3)

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所

名 称 所 在 地

(本書面の枚数 表紙共 枚)

(日本工業規格 A4 210 × 297ミリメートル)

第一部 証券情報

- (イ) ファンドの名称
- (ロ) 内国投資信託証券の形態等(4)
- (ハ) 発行(売出)数
- (ニ) 発行(売出)価額の総額(5)
- (ホ) 発行(売出)価格(6)
- (ヘ) 申込手数料(7)
- (ト) 申込単位
- (チ) 申込期間
- (リ) 申込証拠金
- (ク) 申込取扱場所
- (ケ) 払込期日及び払込取扱場所
- (コ) 引受け等の概要(8)
- (ク) その他(9)

第二部 発行者情報

第1 ファンドの状況

- 1 概況
 - (イ) ファンドの目的及び基本的性格(10)
 - (ロ) ファンドの沿革(11)
 - (ハ) ファンドの関係法人(12)

2 投資方針

- (イ) 投資の基本方針(3)
- (ロ) 投資対象(4)
- (ハ) 投資制限(5)
- (ニ) 配当(分配)方法(6)

3 管理及び運営の仕組み

- (イ) 資産管理等の概要
 - a 資産の評価(7)
 - b 管理報酬等(8)
 - c 販売、買戻し及び保管(9)
 - d その他(10)
- (ロ) 利害関係人との取引制限(21)

4 投資主(受益者等)の権利行使等

- (イ) 投資主(受益者等)の権利(22)
- (ロ) 課税上の取扱い(23)

5 運用状況

- (イ) 投資状況(24)
- (ロ) 運用実績
 - a 純資産の推移(25)
 - b 配当(分配)の推移(26)
- (ハ) 販売及び買戻しの実績(27)

第2 投資法人又は委託会社の概況(28)

- (イ) 会社の目的(29)
- (ロ) 会社の沿革(30)
- (ハ) 資本の額(31)
- (ニ) 会社の機構(32)
- (ホ) 大株主の状況(33)
- (ヘ) 役員及び従業員の状況(34)
- (ト) 事業の内容及び営業の概況(35)
- (チ) その他(36)

第3 その他の関係法人の概況

- (イ) 名称、資本の額及び事業の内容(37)
- (ロ) 関係業務の概要(38)
- (ハ) 資本関係(39)
- (ニ) 役員の兼職関係(40)

第4 ファンドの経理状況(41)

1 財務諸表

- (イ) 貸借対照表(42)
- (ロ) 損益計算書(43)
- (ハ) 附属明細表(44)

2 ファンドの現況(45)

- (イ) 純資産額計算書

平成 年 月 日

I 資産総額

- II 負債総額
- III 純資産総額 (I—II)
- IV 発行済数量

- III
- V 1単位当たり純資産額 (—)

IV

(ロ) 投資株式の主要銘柄(46)

第5 その他(47)

第三部 特別情報

第1 内国投資信託証券事務の概要(48)

第2 委託会社の経理状況(49)

- (イ) 貸借対照表
- (ロ) 損益計算書
- (ハ) 利益金処分又は損失金処理

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 有価証券届出書の記載に当たっては、制度の特質の一部を誇張し、又は運用実績の一部を抽出する等により投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。
- b 記載事項のうち「第二部 発行者情報」に掲げる事項については、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。
- c この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- d 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券である場合には、当該特定預託証券について銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第一部 証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。

なお、当該特定預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）の情報がある場合には、本様式第二部中「第4 ファンドの経理状況」の次に「第4の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する省令（昭和48年大蔵省令第5号）の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

- e 有価証券届出書が当該有価証券届出書の提出により募集又は売出しをしようとする内国投資信託証券に係るファンドの状況等に関する有価証券報告書、半期報告書若しくは臨時報告書又はこれらの訂正報告書（以下この様式において「継続開示書類」という。）とあわせて提出される場合には、当該有価証券届出書の記載事項のうち当該継続開示書類の記載事項とその内容が重複するものについては、当該継続開示書類におけるその記載箇所を当該有価証券届出書に示すことにより、当該記載事項を記載したこととする。

(2) 代表者の役職氏名

- a 当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること。

- b 証券投資法人設立の場合にあつては、設立企画人全員の氏名を記載すること。
- (3) 募集（売出）内国投資信託証券の形態及び金額
 - a 当該届出により募集又は売出しをしようとする内国投資信託証券の形態（株式、受益証券等）及び当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。
 - b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨注記すること。
- (4) 内国投資信託証券の形態等
 - a 投資証券・受益証券等の別、記名・無記名の別、額面・無額面の別、単位型・追加型の別を記載すること。
 - b 当該届出に係る内国投資信託証券について、届出法人（発行者たる証券投資法人又は内国投資信託受益証券のファンドの委託会社をいう。以下同じ。）の申込みにより格付（指定格付機関（企業内容等の開示に関する省令第1条第13号の2に規定する指定格付機関をいう。以下同じ。）から取得するものに限る。）を取得する場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨記載すること。
- (5) 発行（売出）価額の総額
 - 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨注記すること。
- (6) 発行（売出）価格
 - 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。
- (7) 申込手数料
 - a 手数料が申込取扱場所毎に異なる場合には、その申込取扱場所毎に手数料を記載すること。なお、手数料につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。
 - b 手数料が申込みの数量又は金額に応じて変動する場合には、その段階毎に当該数量又は金額及び手数料を記載すること。
- (8) 引受け等の概要
 - 元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。この場合において、元引受契約、売出しの委託契約を締結する予定のものを含めて記載することとし、これらの事項の決定予定時期を注記すること。
- (9) その他
 - a 申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金のファンドへの振替、その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。
 - b 当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該内国投資信託証券の発行が行われる場合には、その発行数、発行価額の総額等について記載すること。
- (10) ファンドの目的及び基本的性格
 - 定款又は約款等に記載された目的及び基本的性格（株式型・債券型の別、分散型・非分散型の別、成長型・安定型の別等）を記載すること。
- (11) ファンドの沿革

設立経緯、基本的性格の変更、証券取引所への上場等主な変遷について記載すること。

(12) ファンドの関係法人

証券投資法人又はファンドの委託会社のほか、ファンドの運営に関与する関係法人（運用会社、資産保管会社、投資顧問会社及び販売会社をいう。以下同じ。）についてその名称及び関係業務の内容を簡潔に記載すること。

(13) 投資の基本方針

ファンドの運用に関する基本的態度について具体的に記載すること。

(14) 投資対象

投資対象とする有価証券の種類、投資基準及び種類別等による投資予定がある場合にはその割合を記載すること。

(15) 投資制限

- a 法令、定款又は約款等に記載されたすべての投資制限についてその根拠を記載すること。
- b 有価証券の引受け、信用取引、借入れ、集中投資、他のファンドへの投資及び流動性に欠ける証券への投資についてその制限の有無並びに制限がある場合にはその根拠及び内容を記載すること。

(16) 配当（分配）方針

定款又は約款等に規定された配当（分配）方針を記載すること。

(17) 資産の評価

内国投資信託証券1単位当たりの純資産額についてその算出方法（投資有価証券の評価を含む。）、算出頻度、公表の方法、公表の頻度及び公表場所を記載すること。

(18) 管理報酬等

ファンドから支払われるすべての報酬及び手数料について、支払先ごとに、その算出方法、支払額、支払方法及び支払時期を記載すること。

(19) 販売、買戻し及び保管

- a 内国投資信託証券の販売及び買戻しについてその手続及び受渡方法等を記載すること。
- b 積立方式による販売、生命保険契約等他の商品との組合せ販売及びその他特殊なサービスを伴う販売について、その内容を詳述すること。
- c 内国投資信託証券1単位当たりの販売価格及び買戻し価格についてその算出方法、算出頻度、公表の方法、公表頻度及び公表場所を記載すること。
- d 販売及び買戻しについて、手数料の金額又は料率（遞減又は遞増する場合には、各段階ごとの金額又は料率）及びその徴取方法を記載すること。
- e 内国投資信託証券の保管に関する事項を記載すること。

(20) その他

- a ファンドの存続期間、計算期間（第23条に定める期間をいう。以下同じ。）、増減資に関する制限、解散又は償還条件等について記載すること。
- b オプションの発行についてその可否及び可能である場合はその根拠を記載すること。
- c 定款又は約款の変更、関係会社との契約の更改等に関する手続、変更した場合の開示方法に関する事項その他重要事項を記載すること。

(21) 利害関係人との取引制限

当該ファンドの届出会社及び関連会社の取締役又は主要株主との間の取引についての制限の有無並びに制限がある場合はその根拠及びその内容を記載すること。

(22) 投資主（受益者等）の権利

議決権、受益者集会に関する権利、配当受領権、償還金の受領権、当該内国投資信託証券の買戻し請求権その他の権利に関しその内容（権利の発生及び消滅時期を含む。）及び権利行使の手続について記載すること。

(23) 課税上の取扱い

配当金（分配金）、解約代金等についての課税上の取扱いについて記載すること。

(24) 投資状況

a 有価証券届出書提出日の直近日現在の状況について記載すること。

b 投資資産についてその種類別（株式、公社債券等）及び有価証券にあっては発行地又は上場証券取引所等の地域別（国別又はこれに準ずる地域区分をいう。以下同じ。）ごとに金額（時価）及び投資比率（ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。）を記載すること。

(25) 純資産の推移

有価証券届出書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近10計算期間（6月を1計算期間とするファンド（第23条ただし書の規定により、休日の翌日を計算期間の末日とすることとしているファンドを含む。以下同じ。）にあっては、20計算期間）の各計算期間末について、ファンドの純資産総額及び内国投資信託証券1単位当たりの純資産額を記載すること。この場合において、各月末又は各計算期間末に配当（分配）が行われているときは、配当（分配）付及び配当（分配）落の額を記載すること。なお、当該内国投資信託証券が証券取引所に上場されている場合には、証券取引所の市場相場及び当該証券取引所の名称を付記すること。

(26) 配当（分配）の推移

有価証券届出書提出日の直近10計算期間（6月を1計算期間とするファンドにあっては、20計算期間）について、各計算期間ごとに、内国投資信託証券1単位当たりの配当（分配）の額を記載すること。

(27) 販売及び買戻しの実績

有価証券届出書提出日の直近10計算期間（6月を1計算期間とするファンドにあっては、20計算期間）について、各計算期間ごとに、販売数量及び買戻し数量（本邦内における販売数量及び買戻し数量については、内書）を記載すること。

(28) 投資法人又は委託会社の概況

当該届出により募集又は売出しをしようとする有価証券が、内国投資証券である場合にあっては当該投資法人、内国投資信託受益証券の場合にあってはファンドの委託会社について記載すること。ただし、「第1 ファンドの状況」の項で記載した事項の内容と重複する場合には、当該事項の記載に代えて参照項目を示すこと。

(29) 会社の目的

定款に規定された目的を記載すること。

(30) 会社の沿革

創立経緯、商号の変更、合併、事業目的の変更等主な変遷について記載すること。

(31) 資本の額

有価証券届出書提出日の直近日現在の資本の額、会社が発行する株式の総数及び発行済株式総数を記載すること。

なお、最近5年間における主な資本の額の増減についてもあわせて記載すること。

(32) 会社の機構

投資運用の意思決定機構については、特に詳述すること。

(33) 大株主の状況

有価証券届出書提出日現在における会社の株主（所有株式数の多い順に5名程度）について、その氏名又は名称、住所、所有株式数及び発行済株式数に対する所有株式数の比率を記載すること。

(34) 役員及び従業員の状況

有価証券届出書提出日現在における役員（又は発起人若しくは設立企画人）の氏名、役職名、主要略歴及び所有株式数（又は引受予定株式数）並びに従業員の人数を記載すること。

(35) 事業の内容及び営業の概況

内国投資信託受益証券の委託会社が複数のファンドを運用している場合には、すべてのファンドについてその名称、基本的性格、設立年月日及び有価証券届出書提出日の直近日現在における純資産額（総額及び内国投資信託受益証券1単位当たりの額）を記載すること。なお、やむを得ない事情によりすべてのファンドについて記載することができない場合は、その旨を記載し、主要なファンドについて記載すること。

(36) その他

- a 会社の役員の変更について監督官庁、受託者、株主等による承認の要否並びに承認等が必要とされている場合にはその根拠及び承認等の手続について記載すること。
- b 定款の変更、営業譲渡又は営業譲受、出資の状況その他の重要事項について記載すること。
- c 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実がある場合には、その内容を記載すること。

(37) 名称、資本の額及び事業の内容

資本の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。

(38) 関係業務の概要

ファンドの運営に関する関係業務の内容及び他の業務を兼営している場合はその概要を記載すること。

(39) 資本関係

届出会社及び他の関係者との資本関係を記載すること。

(40) 役員の兼職関係

当該関係会社の役員であって、届出会社の役員又は従業員を兼ねているものがある場合には、その氏名及び役職名を記載すること。

(41) ファンドの経理状況

- a 財務諸表について、公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている場合又は公認会計士若しくは監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨記載すること。
- b 以下の「記載上の注意」により難いやむを得ない事情がありこれらに準ずる方法により記載する場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。
- c 最近2計算期間において決算期及び科目等を変更している場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。

(42) 貸借対照表

最近2計算期間について記載すること。

(43) 損益計算書

- a 最近2計算期間について記載すること。
- b 記載金額中、損失金額を表示する場合は、印を付記すること。

- (44) 附属明細表
最近計算期間の附属明細表を示すこと。
- (45) ファンドの現況
有価証券届出書提出日の最近日現在の状況について記載すること。
- (46) 投資株式の主要銘柄
- a 投資株式のうち、評価額上位30銘柄について記載すること。
 - b 発行地又は上場証券取引所等の区分による地域別に区分し、銘柄ごとに銘柄の名称、業種、数量、金額（簿価、時価及びそれぞれの単価）及び投資比率を記載するとともに、業種別の投資比率を記載すること。
- (47) その他
当該ファンドの目論見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目論見書への記載箇所を記載すること。
- (48) 内国投資信託証券事務の概要
当該内国投資信託証券に関し、次の事項を記載すること。
- a 名義書換えについてその手続、取扱場所、取次所、代理人（名称及び住所）及び手数料
 - b 投資主（受益者等）名簿の閉鎖の時期
 - c 投資主総会又は受益者集会等の開催時期、場所及び手続
 - d 投資主（受益者等）に対する特典
 - e 内国投資信託証券の譲渡制限の内容
 - f その他内国投資信託証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項
- (49) 委託会社の経理状況
- a 内国投資信託受益証券のファンドの委託会社の最近2事業年度における財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び利益金処分又は損失金処理）について記載すること。
 - b 財務諸表について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている場合又は公認会計士若しくは監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨記載すること。

改 正 案	現 行
<p>第四号の様式</p> <p style="text-align: center;"><u>有 価 証 券 届 出 書(1)</u></p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a ~ f (略)</p> <p><u>g 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券である場合には、第四号様式の「記載上の注意」(1)dに準じて記載すること。</u></p> <p><u>h (略)</u></p> <p>(2)~(6) (略)</p> <p>(7) 外国投資信託証券の形態等 a (略)</p> <p>b 当該届出に係る外国投資信託証券について、届出会社(会社型外国投資信託証券の発行会社又は契約型外国投資信託証券のファンドの管理会社をいう。以下同じ。)の申込により格付(指定格付機関(企業内容等の開示に関する省令第1条第13号の2に規定する指定格付機関をいう。以下同じ。)から取得するものに限る。)を取得する場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨記載すること。</p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p><u>(10) 申込手数料</u> a 手数料が申込取扱場所毎に異なる場合には、その申込取扱場所毎に手数料を記載すること。なお、手数料につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。 b 手数料が申込みの数量又は金額に応じて変動する場合には、その段階毎に当該数量又は金額及び手数料を記載すること。</p> <p>(11)~(44) (略)</p> <p>(45) 事業の内容及び営業の概況 契約型外国投資信託証券の管理会社が複数のファンドを運用している場合には、すべてのファンドについてその名称、基本的性格、設立年月日及び有価証券届出書提出日の直近日現在における純資産額(総額及び外国投資信託証券1単位当たりの額)を記載すること。なお、やむを得ない事情によりすべてのファンドについて記載することができない場合は、その旨を記載し、主要なファンドについて記載すること。</p> <p>(46)~(63) (略)</p>	<p>第四号様式</p> <p style="text-align: center;"><u>有 価 証 券 届 出 書(1)</u></p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a ~ f (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>g (略)</u></p> <p>(2)~(6) (略)</p> <p>(7) 外国投資信託証券の形態等 a (略)</p> <p>b 当該届出に係る外国投資信託証券について、届出会社(会社型外国投資信託証券の発行会社又は契約型外国投資信託証券のファンドの管理会社をいう。以下同じ。)の申込により格付(指定格付機関(企業内容等の開示に関する省令(昭和48年大蔵省令第5号)第1条第13号の2に規定する指定格付機関をいう。以下同じ。)から取得するものに限る。)を取得する場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨記載すること。</p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p><u>(10) 申込手数料</u> 手数料が申込みの数量又は金額に応じて変動する場合には、その段階毎に当該数量又は金額及び手数料を記載すること。</p> <p>(11)~(44) (略)</p> <p>(45) 事業の内容及び営業の概況 契約型外国投資信託証券の管理会社が複数のファンドを運用している場合には、すべてのファンドについてその名称、基本的性格、設立年月日及び有価証券届出書提出日の直近日現在における純資産額(総額及び外国投資信託証券1単位当たりの額)を記載すること。</p> <p>(46)~(63) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第五号様式</p> <p style="text-align: center;"><u>有 価 証 券 届 出 書(1)</u></p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a ~ d (略)</p> <p><u>e 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券である場合には、当該特定預託証券について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第一部証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。</u></p> <p><u>なお、当該特定預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）の情報がある場合には、本様式第二部中「第3 信託財産の経理状況」の次に「第3の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する省令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</u></p> <p>f (略)</p> <p>(2)~(48) (略)</p>	<p>第五号様式</p> <p style="text-align: center;"><u>有 価 証 券 届 出 書(1)</u></p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a ~ d (略)</p> <p>(新設)</p> <p>e (略)</p> <p>(2)~(48) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第五号の様式</p> <p style="text-align: center;"><u>有 価 証 券 届 出 書</u>(1)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a (略)</p> <p><u>b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券である場合には、当該特定預託証券について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第一部証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。</u></p> <p>なお、当該特定預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）の情報がある場合には、本様式第二部中「第2 管理財産の経理状況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する省令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>c (略)</p> <p>(2)~(39) (略)</p>	<p>第五号の様式</p> <p style="text-align: center;"><u>有 価 証 券 届 出 書</u>(1)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a (略)</p> <p>(新設)</p> <p>b (略)</p> <p>(2)~(39) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第六号様式</p> <p style="text-align: center;"><u>有 価 証 券 届 出 書 (1)</u></p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p style="padding-left: 20px;">a (略)</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>b 当該通知に係る特定有価証券が特定預託証券である場合には、第五号様式の「記載上の注意」(1)bに準じて記載すること。</u></p> <p style="padding-left: 20px;">c (略)</p> <p>(2)~(34) (略)</p>	<p>第六号様式</p> <p style="text-align: center;"><u>有 価 証 券 届 出 書 (1)</u></p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p style="padding-left: 20px;">a (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">(新設)</p> <p style="padding-left: 20px;">b (略)</p> <p>(2)~(34) (略)</p>

改 正 案

現 行

第七号様式

有 価 証 券 報 告 書 (I)
計 算 期 間 自 平 成 年 月 日
(第 期) 至 平 成 年 月 日

関東財務局長 殿

平成 年 月 日提出

フ ァ ン ド 名
発 行 者 名

印

代 表 者 の 役 職 氏 名
本 店 の 所 在 の 場 所

㊟

有価証券報告書の写しを縦覧に供する場所
名 称 所 在 地

(本書面の枚数 表紙共 枚)

(日本工業規格 A4 210×297ミリメートル)

第1 ファンドの状況

1 概況

- (イ) ファンドの目的及び基本的性格
- (ロ) ファンドの沿革
- (ハ) ファンドの関係法人

2 投資方針

- (イ) 投資の基本方針
- (ロ) 投資対象
- (ハ) 投資制限
- (ニ) 配当(分配)方法

3 管理及び運営の仕組み

- (イ) 資産管理等の概要
 - a 資産の評価
 - b 管理報酬等
 - c 販売、買戻し及び保管
 - d その他
- (ロ) 利害関係人との取引制限

4 投資主(受益者等)の権利行使等

- (イ) 投資主(受益者等)の権利
- (ロ) 課税上の取扱い

5 運用状況

- (イ) 投資状況

(新設)

(ロ) 運用実績

a 純資産の推移(2)

b 配当(分配)の推移(3)

(ハ) 販売及び買戻しの実績(4)

第2 投資法人又は委託会社の概況

(イ) 会社の目的

(ロ) 会社の沿革

(ハ) 資本の額(5)

(ニ) 会社の機構

(ホ) 大株主の状況

(ヘ) 役員及び従業員の状況

(ト) 事業の内容及び営業の概況

(フ) その他(6)

第3 その他の関係法人の概況

(イ) 名称、資本の額及び事業の内容

(ロ) 関係業務の概要

(ハ) 資本関係

(ニ) 役員の兼職関係

第4 ファンドの経理状況

1 財務諸表

(イ) 貸借対照表

(ロ) 損益計算書

(ハ) 附属明細表

2 ファンドの現況

(イ) 純資産額計算書

平成 年 月 日

I 資産総額

II 負債総額

III 純資産総額 (I - II)

IV 発行済数量

III

V 1単位当たり純資産額 (一)

IV

(ロ) 投資株式の主要銘柄

第5 委託会社の経理状況

(イ) 貸借対照表

(ロ) 損益計算書

(ハ) 利益金処分又は損失金処理

第6 参考情報(7)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 有価証券報告書の記載に当たっては、制度の特質の一部を誇張し、又は運用実績の一部を抽出する等により投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。
- b 記載事項は、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。
- c 「第1 ファンドの状況」及び「第4 ファンドの経理状況」の項については、法第4条第1項本文又は第2項本文の規定の適用を受けたファンドについて記載すること。
- d この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- e 提出会社の発行している特定預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）がある場合には、本様式「第5 委託会社の経理状況」の次に「第5の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する省令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。
- f 有価証券報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第四号様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。

(2) 純資産の推移

有価証券報告書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近3計算期間（6月を1計算期間とするファンドにあっては、6計算期間）の各計算期間末について、第四号様式の記載上の注意(25)に準じて記載すること。

(3) 配当（分配）の推移

有価証券報告書提出日の直近3計算期間（6月を1計算期間とするファンドにあっては、6計算期間）について、第四号様式の記載上の注意(26)に準じて記載すること。

(4) 販売及び買戻しの実績

有価証券報告書提出日の直近3計算期間（6月を1計算期間とするファンドにあっては、計算期間）について、第四号様式の記載上の注意(27)に準じて記載すること。

(5) 資本の額

有価証券報告書提出日の直近日現在の資本の額、会社が発行する株式の総数及び発行済株式総数を記載すること。

(6) その他

a 有価証券報告書提出前1年以内（6月を1計算期間とするファンドにあっては、6月以内）において、訴訟事件その他当該会社に重要な影響を与えた事実及び重要な影響を与えることが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。

b 上記以外については、第四号様式の記載上の注意(36)に準じて記載すること。

(7) 参考情報

当計算期間において、法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、その書類名及び提出年月日を記載すること。

改 正 案

第七号の二様式

有 価 証 券 報 告 書 (1)
計 算 期 間 自 平 成 年 月 日
(第 期) 至 平 成 年 月 日

関東財務局長 殿

平成 年 月 日提出

フ ァ ン ド 名
発 行 者 名
代 表 者 の 役 職 氏 名
本 店 の 所 在 の 場 所
代 理 人 の 氏 名 又 は 名 称
署 名
代 理 人 の 住 所 又 は 所 在 地
事 務 連 絡 者 氏 名
連 絡 場 所
電 話 番 号

㊦

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a～f (略)

g 提出会社の発行している特定預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者)がある場合には、本様式「第5 管理会社の経理状況」の次に「第5の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する省令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

h (略)

i 有価証券報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第四号の二様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。

(2) 純資産の推移

有価証券報告書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近3計算期間(6月を1計算期間とするファンドにあっては、6計算期間)の各計算期間末について、第四号の二様式の記載上の注意(34)に準じて記載すること。

(3) 配当(分配)の推移

有価証券報告書提出日の直近3計算期間(6月を1計算期間とするファンドにあっては、6計算期間)について、第四号の二様式の記載上の注意(35)に準じて記載すること。

(4) 販売及び買戻しの実績

有価証券報告書提出日の直近3計算期間(6月を1計算期間とするファンドにあっては、6計算期間)について、第四号の二様式の記載上の注意(36)に準じて記載すること。

(5) (略)

(6) その他

現 案 行

第七号様式

有 価 証 券 報 告 書 (1)
計 算 期 間 自 平 成 年 月 日
(第 期) 至 平 成 年 月 日

関東財務局長 殿

平成 年 月 日提出

会 社 名
代 表 者 の 役 職 氏 名
本 店 の 所 在 の 場 所
代 理 人 の 氏 名 又 は 名 称
署 名
代 理 人 の 住 所 又 は 所 在 地
事 務 連 絡 者 氏 名
連 絡 場 所
電 話 番 号

㊦

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a～f (略)

(新設)

g (略)

h 有価証券報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第四号様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。

(2) 純資産の推移

有価証券報告書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近3計算期間(6月を1計算期間とするファンドにあっては、6計算期間)の各計算期間末について、第四号様式の記載上の注意(34)に準じて記載すること。

(3) 配当(分配)の推移

有価証券報告書提出日の直近3計算期間(6月を1計算期間とするファンドにあっては、6計算期間)について、第四号様式の記載上の注意(35)に準じて記載すること。

(4) 販売及び買戻しの実績

有価証券報告書提出日の直近3計算期間(6月を1計算期間とするファンドにあっては、6計算期間)について、第四号様式の記載上の注意(36)に準じて記載すること。

(5) (略)

(6) その他

- a (略)
 - b 上記以外については、第四号の二様式の記載上の注意(46)に準じて記載すること。
- (7) (略)

- a (略)
 - b 上記以外については、第四号様式の記載上の注意(46)に準じて記載すること。
- (7) (略)

改 正 案	現 行
<p>第八号様式</p> <p style="text-align: center;"><u>有 価 証 券 報 告 書 (1)</u></p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p> a ~ d (略)</p> <p> <u>e</u> 提出会社の発行している特定預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者)がある場合には、本様式「第3 信託財産の経理状況」の次に「第3の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する省令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p> <u>f</u> (略)</p> <p> <u>g</u> (略)</p> <p>(2)~(5) (略)</p>	<p>第八号様式</p> <p style="text-align: center;"><u>有 価 証 券 報 告 書 (1)</u></p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p> a ~ d (略)</p> <p> (新設)</p> <p> <u>e</u> (略)</p> <p> <u>f</u> (略)</p> <p>(2)~(5) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第八号の様式</p> <p style="text-align: center;"><u>有 価 証 券 報 告 書 (1)</u></p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a (略)</p> <p><u>b 提出会社の発行している特定預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者)がある場合には、本様式「第4 発行者及び関係人情報」の次に「第4の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する省令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</u></p> <p><u>c (略)</u></p> <p><u>d (略)</u></p> <p>(1-2)~(6) (略)</p>	<p>第八号の様式</p> <p style="text-align: center;"><u>有 価 証 券 報 告 書 (1)</u></p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a (略)</p> <p>(新設)</p> <p>b (略)</p> <p><u>c (略)</u></p> <p>(1-2)~(6) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第八号の様式</p> <p style="text-align: center;"><u>有 価 証 券 報 告 書 (1)</u></p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p style="padding-left: 20px;">a ~ d (略)</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>e 提出会社の発行している特定預託証券に関し、第八号様式の「記載上の注意」(1)eに準じて記載すること。</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>f</u> (略)</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>g</u> (略)</p> <p>(2)~(6) (略)</p>	<p>第八号の様式</p> <p style="text-align: center;"><u>有 価 証 券 報 告 書 (1)</u></p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p style="padding-left: 20px;">a ~ d (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">(新設)</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>e</u> (略)</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>f</u> (略)</p> <p>(2)~(6) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第九号様式</p> <p style="text-align: center;"><u>有 価 証 券 報 告 書 (1)</u></p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p> a (略)</p> <p> b <u>提出会社の発行している特定預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者)がある場合には、本様式「第4 発行者の経理状況」の次に「第4の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する省令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</u></p> <p> c (略)</p> <p> d (略)</p> <p>(2)~(4) (略)</p>	<p>第九号様式</p> <p style="text-align: center;"><u>有 価 証 券 報 告 書 (1)</u></p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p> a (略)</p> <p> (新設)</p> <p> b (略)</p> <p> c (略)</p> <p>(2)~(4) (略)</p>

改 正 案

現 行

第十号様式

半 期 報 告 書(1)
自 平成 年 月 日
(第 期中)
至 平成 年 月 日

関東財務局長 殿

平成 年 月 日提出

フ ァ ン ド 名
発 行 者 名

印

代表者の役職氏名
本店の所在の場所

㊟

半期報告書の写しを縦覧に供する場所

名 称 所 在 地

(本書面の枚数 表紙共 枚)

(日本工業規格 A4 210×297ミリメートル)

1 ファンドの運用状況

(イ) 投資状況

(ロ) 運用実績

a 純資産の推移(2)

b 配当(分配)の推移(3)

(ハ) 販売及び買戻しの実績(4)

2 投資法人又は委託会社の概況

(イ) 資本の額(5)

(ロ) 大株主の状況

(ハ) 役員及び従業員の状況

(ニ) 事業の内容及び営業の状況

(ホ) その他(6)

3 ファンドの経理の概況(7)

(イ) 資産及び負債の状況

(ロ) 投資有価証券明細表

a 投資株式明細表

b 株式以外の投資有価証券等明細表

4 委託会社の経理の概況(8)

(イ) 資産及び負債の状況

(ロ) 損益の状況

(新設)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 半期報告書の記載に当たっては、制度の特質の一部を誇張し、又は運用実績の一部を抽出する等により投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。
- b 記載事項は、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。
- c 「1 ファンドの運用状況」及び「3 ファンドの経理の概況」の項については、法第4条第1項本文又は第2項本文の規定の適用を受けたファンドについて記載すること。
- d 提出会社の発行している特定預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者)がある場合には、半期報告書の末尾に、当該会社の経理状況として、最近2事業年度における貸借対照表及び損益計算書を記載すること。なお、財務書類について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている場合又は公認会計士若しくは監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨を記載すること。
- e この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- f 半期報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第四号様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。

(2) 純資産の推移

半期報告書提出日の直近日及び同日前1年以内における各月末について、第四号様式の記載上の注意(25)に準じて記載すること。

(3) 配当(分配)の推移

半期報告書提出日の直近日前1年間について、第四号様式の記載上の注意(26)に準じて記載すること。

(4) 販売及び買戻しの実績

半期報告書提出日の直近日前1年間について、第四号様式の記載上の注意(27)に準じて記載すること。

(5) 資本の額

半期報告書提出日の直近日現在の資本の額、会社が発行する株式の総数及び発行済株式総数を記載すること。

(6) その他

半期報告書提出前6月以内において、訴訟事件その他当該会社に重要な影響を与えた事実及び重要な影響を与えることが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。

(7) ファンドの経理の概況

半期報告書提出日の直近日現在における当該ファンドの経理の概況について、第四号様式の記載上の注意に準じて記載すること。

(8) 委託会社の経理の概況

委託会社の当該期間における経理の概況について、第四号様式の記載上の注意に準じて記載すること。

改 正 案

現 行

第十号の二様式

半 期 報 告 書(1)
自 平成 年 月 日
(第 期中)
至 平成 年 月 日

関東財務局長 殿

平成 年 月 日提出

フ ァ ン ド 名
発 行 者 名
代表者の役職氏名
本店の所在の場所
代理人の氏名又は名称
署 名
代理人の住所又は所在地
事 務 連 絡 者 氏 名
連 絡 場 所
電 話 番 号

㊦

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a ~ f (略)

g 提出会社の発行している特定預託証券に関し、第十号様式の「記載上の注意」(1) d に準じて記載すること。

h (略)

i (略)

(2)~(8) (略)

第十号様式

半 期 報 告 書(1)
自 平成 年 月 日
(第 期中)
至 平成 年 月 日

関東財務局長 殿

平成 年 月 日提出

会 社 名
代表者の役職氏名
本店の所在の場所
代理人の氏名又は名称
署 名
代理人の住所又は所在地
事 務 連 絡 者 氏 名
連 絡 場 所
電 話 番 号

㊦

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a ~ f (略)

(新設)

g (略)

h (略)

(2)~(8) (略)

改 正 案	現 行
<p>第十一号様式</p> <p style="text-align: center;"><u>半 期 報 告 書(1)</u></p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a ~ d (略)</p> <p><u>e 提出会社の発行している特定預託証券に関し、第十号様式の「記載上の注意」(1)dに準じて記載すること。</u></p> <p><u>f (略)</u></p> <p><u>g (略)</u></p> <p>(2)~(5) (略)</p>	<p>第十一号様式</p> <p style="text-align: center;"><u>半 期 報 告 書(1)</u></p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a ~ d (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>e (略)</u></p> <p><u>f (略)</u></p> <p>(2)~(5) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第十一号の様式 <u>半 期 報 告 書</u>(1)</p> <p>(記載上の注意) (1) 一般的事項 a (略) <u>b 提出会社の発行している特定預託証券に関し、第十号様式の「記載上の注意」(1)dに準じて記載すること。</u> c (略) d (略) (1-2)~(7) (略)</p>	<p>第十一号の様式 <u>半 期 報 告 書</u>(1)</p> <p>(記載上の注意) (1) 一般的事項 a (略) (新設) <u>b (略)</u> <u>c (略)</u> (1-2)~(7) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第十一号の三様式</p> <p style="text-align: center;"><u>半 期 報 告 書</u>(1)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a ~ d (略)</p> <p><u>e 提出会社の発行している特定預託証券に関し、第十号様式の「記載上の注意」(1)dに準じて記載すること。</u></p> <p><u>f</u> (略)</p> <p><u>g</u> (略)</p> <p>(2)~(7) (略)</p>	<p>第十一号の三様式</p> <p style="text-align: center;"><u>半 期 報 告 書</u>(1)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a ~ d (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>e</u> (略)</p> <p><u>f</u> (略)</p> <p>(2)~(7) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第十二号様式</p> <p style="text-align: center;"><u>半 期 報 告 書</u>(1)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p> a (略)</p> <p> <u>b 提出会社の発行している特定預託証券に関し、第十号様式の「記載上の注意」(1)dに準じて記載すること。</u></p> <p> c (略)</p> <p> d (略)</p> <p>(2)~(5) (略)</p>	<p>第十二号様式</p> <p style="text-align: center;"><u>半 期 報 告 書</u>(1)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p> a (略)</p> <p> (新設)</p> <p> b (略)</p> <p> c (略)</p> <p>(2)~(5) (略)</p>